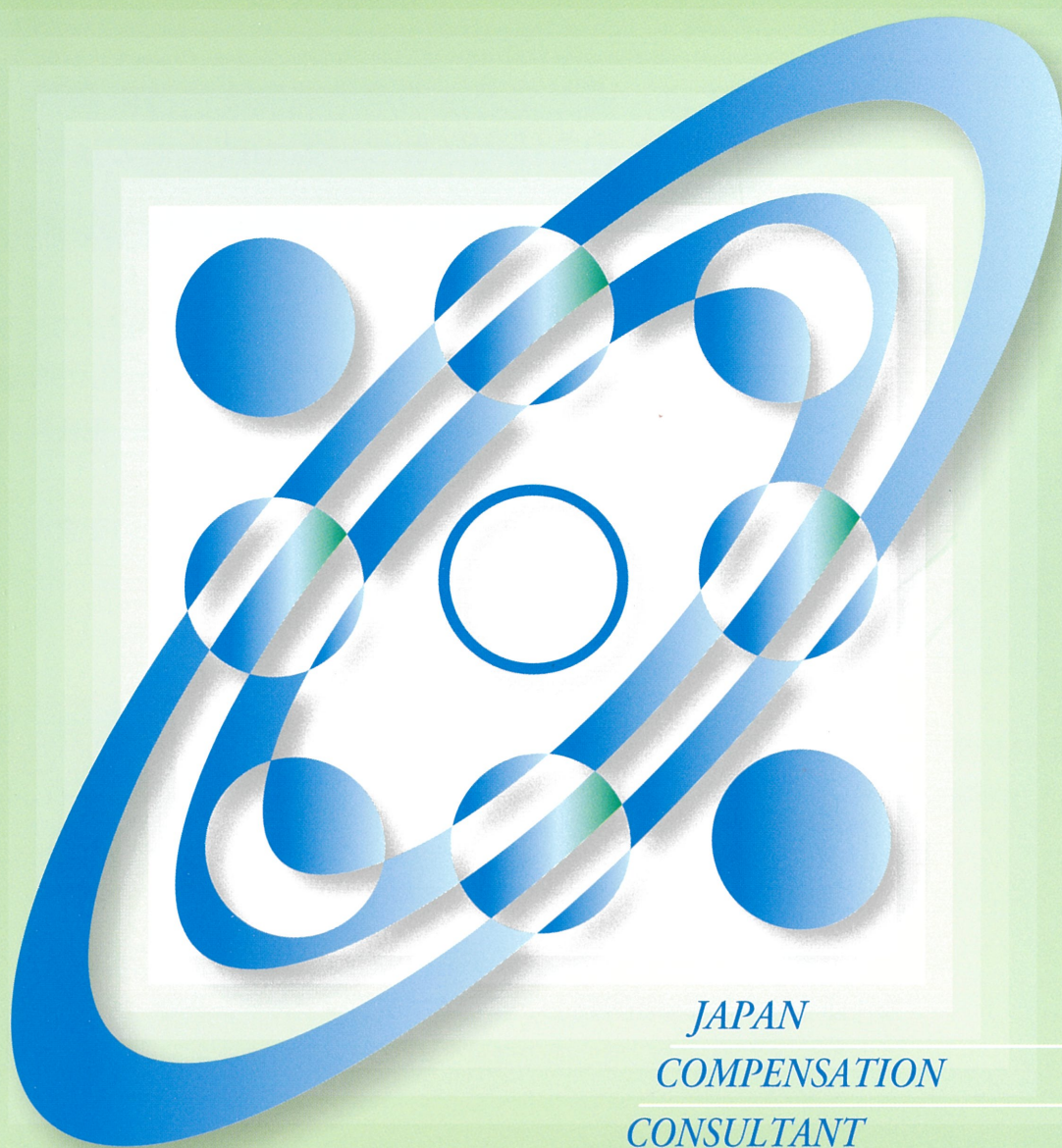


新たな業務ニーズに応える

総合補償士

用地補償業務を総合的に支援するコンサルタントへ

補償コンサルタントは、総合補償士の創設により起業者の皆様の良きパートナーとして、これまで以上に幅広い分野で用地補償業務を支援します



JAPAN
COMPENSATION
CONSULTANT
ASSOCIATION

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

新たな業務ニーズに応える総合補償士

新たな発注業務分野として、多くの起業者が望んでいる用地交渉業務や補償相談業務（アドバイザー）に総合補償士が応えます

（一社）日本補償コンサルタント協会は、起業者の皆様のご期待に応えるために、意見交換会等を通じて補償コンサルタントへの発注希望業務を伺っています。

多くの起業者が、既に発注している業務のほかに、用地交渉業務や補償相談業務等の発注を希望しています。

（一社）日本補償コンサルタント協会では、これらの新たな業務ニーズに的確に応えるためには用地補償業務全般に対して総合的な知見を有する人材の育成が急務であると考え、新たに総合補償士（総合補償部門）を創設しました。

総合補償士は、国土交通省の用地補償総合技術業務（公共用地交渉業務）の主任担当者及び担当技術者の技術者要件とされています

平成23年度に国土交通省が「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年6月2日法律第51号）に基づき実施する（いわゆる「市場化テスト」）用地補償総合技術業務において、総合補償士は、主任担当者及び担当技術者の要件の一つとされています。

総合補償士は、用地補償総合技術業務のような高度な能力を求められる業務に、適切に対応することができます。

補償コンサルタントは、用地取得計画から取得済み用地管理に至るまでの一貫した用地補償業務を受注することもできます

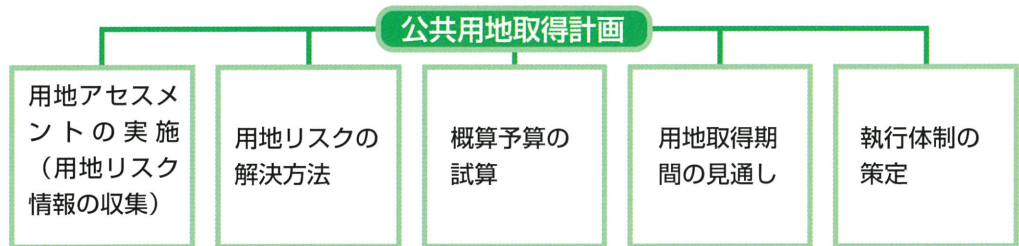
総合補償士（総合補償部門）の創設により、総合補償士及び従来からの専門的な物件部門等の補償業務管理士を擁する補償コンサルタントは、公共用地交渉業務、補償相談業務等を含む用地補償業務の全般を一貫して受注することもできます。

総合補償士の活用により、用地補償の円滑化の実現を!!

総合補償士は、起業者の用地補償業務を補完します

総合補償士は、次の総合補償部門の業務を行います。

① 公共用地取得計画図書の作成

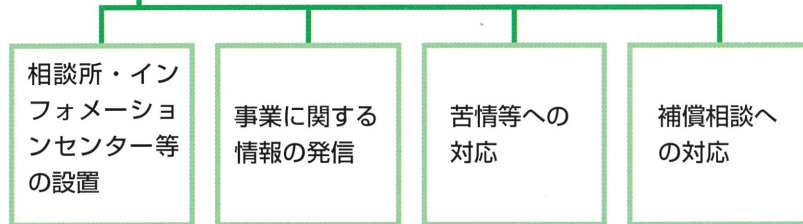


※「用地アセスメント」とは、公団混雑や墓地、大規模工場などの用地取得上のリスク等の把握を行うための調査や評価等を行うことをいい、事業の構想・計画段階で行う第一段階のアセスメントとルート形状決定後に行う第二段階のアセスメントがあります。

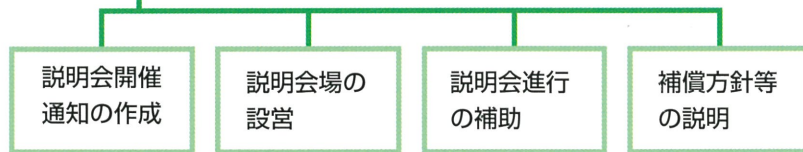
② 公共用地取得に関する工程管理

用地調査、補償金額の算定、公共用地交渉等の公共用地取得に関する業務の進捗状況等を計画に基づいて管理

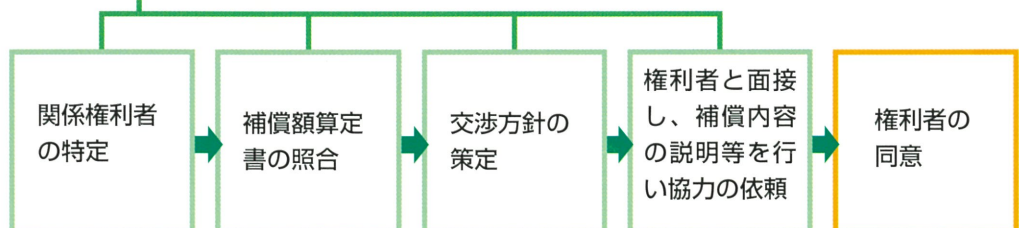
③ 補償に関する相談



④ 関係住民等に対する補償方針に関する説明



⑤ 公共用地交渉



資格の取得方法 (総合補償士の検定試験等)

総合補償士には、用地補償業務全般に関する知識はもとより、マネジメントや公共用地交渉の能力を備え、計画的な用地取得を実現する高度な能力が求められます

総合補償士になるには、(一社)日本補償コンサルタント協会が実施する研修を受講し、検定試験に合格する必要があります。

研 修	
受講要件	補償関連部門を含む3以上の部門に登録されている補償業務管理士
内 容	マネジメント、コンプライアンス、公共用地取得工程管理、公共用地交渉等

検 定 試 験		
筆記試験	択一	総合補償部門及び補償関連部門以外の6部門のうちの未登録部門の業務に関する事項
	論文	総合補償部門の業務に関する事項
口 述 試 験		主に総合補償部門の業務に関する事項



補償コンサルタント登録規程

補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）の「総合補償部門」（平成20年10月1日部門追加）の補償業務の内容は、おおむね次のとおりとされています。

補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について（平成20年10月1日付け国土用第43号）（抄）

（別紙）各登録部門に係る補償業務の内容

8 総合補償部門

- (1) 公共用地取得計画図書の作成業務
- (2) 公共用地取得に関する工程管理業務
- (3) 補償に関する相談業務
- (4) 関係住民等に対する補償方針に関する説明業務
- (5) 公共用地交渉業務（注）

（注）公共用地交渉業務とは、関係権利者の特定、補償額算定書の照合及び交渉方針の策定等を行った上で、権利者と面接し、補償内容の説明等を行い、公共事業に必要な土地の取得等に対する協力を求める業務をいう。

補償業務管理士研修及び検定試験実施規程

（一社）日本補償コンサルタント協会は、補償業務管理士資格制度を公共用地交渉や補償相談等の多様な業務ニーズに対応した資格制度とする必要があるとして「総合補償部門」を追加しました（平成20年7月25日）。

総合補償部門の補償業務管理士は、総合補償士と称します。



一般社団法人 **日本補償コンサルタント協会**
JAPAN COMPENSATION CONSULTANT ASSOCIATION

本 部	〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目3-20 虎ノ門YHKビル6階 TEL 03 (3591) 6618 FAX 03 (3591) 6607 http://www.jcca-net.or.jp/
北海道支部	〒060-0002 札幌市中央区北二条西2-29-1 (札幌ウイングビル4階) TEL 011 (232) 3738 FAX 011 (232) 3728 http://hokkaido.jcca-net.or.jp/
東北支部	〒980-0014 仙台市青葉区本町1-3-9 (第6広瀬ビル7階) TEL 022 (261) 1935 FAX 022 (261) 4558 http://tohoku.jcca-net.or.jp/
関東支部	〒110-0005 東京都台東区上野3-17-9 (タイムビル2 4階) TEL 03 (5818) 7221 FAX 03 (5818) 7224 http://kanto.jcca-net.or.jp/
北陸支部	〒950-0087 新潟市中央区東大通1-1-15 (東大通ビル6階) TEL 025 (241) 8303 FAX 025 (247) 2700 http://hokuriku.jcca-net.or.jp/
中部支部	〒460-0008 名古屋市中区栄4-3-26 (昭和ビル612号) TEL 052 (241) 9779 FAX 052 (252) 5359 http://chubu.jcca-net.or.jp/
近畿支部	〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-6 (パナシアビル4階) TEL 06 (6949) 0805 FAX 06 (6949) 0816 http://kinki.jcca-net.or.jp/
中国支部	〒730-0012 広島市中区上八丁堀3-6 (第2ウエノヤビル6階) TEL 082 (224) 5970 FAX 082 (224) 5971 http://chugoku.jcca-net.or.jp/
四国支部	〒760-0066 高松市福岡町3-11-22 (建設クリエイティブビル4階) TEL 087 (822) 7265 FAX 087 (822) 8350 http://shikoku.jcca-net.or.jp/
九州支部	〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街5-11 (第13泰平ビル10階) TEL 092 (471) 8808 FAX 092 (471) 6797 http://kyushu.jcca-net.or.jp/
沖縄支部	〒900-0021 那覇市泉崎1-13-8 (ハーモニー泉崎ビル2階) TEL 098 (869) 8570 FAX 098 (869) 4044 http://okinawa.jcca-net.or.jp

